

令和8年度 こうべコンポスト普及促進 業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 (部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期)	(総額) 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円） (内訳) 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円） を契約締結後、乙の請求に基づき令和8年7月末までに概算払いを行う。 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円） を契約締結後、乙の請求に基づき令和8年10月末までに概算払いを行う。 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円） を契約締結後、乙の請求に基づき令和9年1月末までに概算払いを行う。 業務完了後、乙からの業務報告書をもって検査を行い精算する。 ただし、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円）を上限とする。
精算を行う場合の方法	第6項のとおり
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。） 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	2026年4月1日から2027年3月31日 なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係） 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	(精算) 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、精算報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書の4(3)、4(6)および4(7)に基づき精算を行う。

	3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
7 担保期間（第13条）	なし

[紙契約の場合]

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

[電子契約の場合]

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年　　月　　日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 甲 神戸市
 契約担当者 環境局長 柏木 和馬 印

乙 印